

日本語報告書提供サービス

「EU包装指令と表示義務」

発表日：2009年10月26日

資料番号 M-1162

EU委員会とドイツ連邦環境省への包装上の表示に関する質問内容

EU委員会への質問内容

最新の、すべての変更を織り込んだ版の、包装と包装廃棄物に関する、1994年12月20日付の指令 94/62/EC には次の文章があります。

「第8条 表示と材質確認

2. 収集、再使用、資源回収ならびにリサイクルを容易にするために、包装は、これらに關係する産業による材質確認と分別を目的として、使用されている包装材料の種類を委員会決定 97/129/EC に基づいて、表示するべきである。」

小職の質問

①包装の材質表示は義務かそれとも推奨か

「包装は、使用されている包装材料の種類を表示するべきである。」というこの文章が意味するところは、義務でしょうか、それとも推奨でしょうか、それともそれ以外の何かでしょうか。

備考：

英語、ドイツ語およびフランス語の OJ におけるこの文章の動詞は次のとおりです：

英語 packaging *shall indicate* ... the nature ...

ドイツ語 die Kennzeichnung *enthält* die Angaben ...

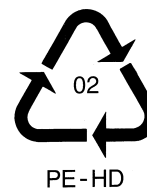
フランス語 les emballages *indiquent* la nature ...

小職にとっては、英語 OJ の動詞だけが “shall” という助動詞を伴っているのが注目されます。

独語 OJ と仏語 OJ は、助動詞を伴っておらず、単なる直説法、現在形の動詞です。

②包装の材質表示にリサイクル・ロゴを併用することは義務かそれとも任意か

現在、欧州市場で見られる多数の包装には、3つの矢印が三角形を形作るいわゆるリサイクル・ロゴに委員会決定 97/129/EC による材質コードを組み合わせたマーキングが施されています。その一例は右図のとおりです。このリサイクル・ロゴの使用は EU 法が指定しているのでしょうか。もしイエスならば、何という名称の EU 法でしょうか。



ドイツ連邦環境省への質問内容

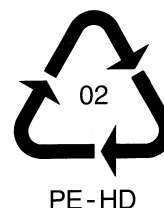
① EUレベルではいまだに包装の材質表示を義務化する決定が下されていない、といってよいか
次の文章 a) および b) から、EU 法によると包装の材質表示はいまのところ任意であると結論
することができますか。

- a) 委員会の決定 97/129/EC によると、指令 94/62/EC の第 21 条の委員会手続きに基づいて、ど
れか一つの材質または複数の材質について拘束力のある表示システムを導入するという決
定を下すことができる。
- b) ドイツの包装政令は今日もなお、材質表示の実行を任意と定めている。

この質問の背景には、決定 97/129/EC の日付が 1997 年 1 月 28 日であるという事実があります。
つまり、この決定は今から 12 年前に成立したのです。その間に、上記の手続きによって、一つ
の材質または複数の材質について拘束力のある表示システムを導入するという決定が下された
可能性があります¹。しかし、小職はそれを知るための手段を持ちません。というのは、EU 委員
会のホームページ上には包装指令に関する独自の頁がないためです²。まさにそのために小職が
知りたいのは、そのような決定が 12 年の歳月の間に EU レベルでなされていないということ、
ドイツ包装政令から逆に推し量ることができるか、ということです。

②材質表示とリサイクル・ロゴの併用

とくにドイツの食品包装の分野では、非常に多数の包装が、ドイツ包装政
令の第 14 条による包装の材質表示（委員会決定 97/129/EC による材質表示と
同一）を 3 つの矢印が三角形を形作るいわゆるリサイクル・ロゴの中に組み
込んだ形で表示しています。その一例は右図のとおりです。このリサイク
ル・ロゴとの併用はどのような規定に基づいて許されているのでしょうか。



¹ ある特定の EU 法が法的根拠となって発行されたすべての公式 EU 文書をシステムチックに調べるための
方法を担当官が教示してくれたので、回答の欄にそれを記載する。

² これは正しくない。EU 委員会のホームページ上に包装指令に関する独自の頁は存在する。その URL は
次のとおり：http://ec.europa.eu/environment/waste/packaging_index.htm。